別紙様式１（公募実施要領）

令和３年度下請かけこみ寺事業（相談及びＡＤＲ業務）に係る入札可能性調査実施要領

令和３年２月２４日

中小企業庁事業環境部取引課

経済産業省では、令和３年度下請かけこみ寺事業（相談及びＡＤＲ業務）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記１．事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添１登録様式に記入の上、５．提出先までご登録をお願いします。

１．事業内容

(1) 概要

本事業は、本部及び全国４７都道府県に「下請かけこみ寺」を設置し、中小企業が抱える取引上の様々な悩み・相談への対応や裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）による迅速なトラブルの解決を実施することを目的とする。

(2) 事業の具体的内容

別添３ 公募要領のとおり。

(3) 事業期間

　　令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで（予定）

(4) 事業実施条件

・全国の中小企業者の幅広い相談を受け付けるため、下請かけこみ寺本部及び全国４７都道府県の４８か所に相談窓口を設置でき、相談内容の傾向の分析・迅速な報告ができること。

・中小企業の取引に関する様々な相談を幅広く受け付けるため、取引関係から生じる幅広い問題に対して、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の知見やノウハウをもとに、きめ細かな相談対応体制を構築できること。

・裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）により、迅速かつ穏便に企業間取引等に関するトラブルの調停を全国各地で実施できる体制を整えること。

２．説明会の開催

　以下日時に「Skype for Business」を用いて行うので、５．に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和３年２月２６日（金）１７時００分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Skype for Business」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和３年３月１日（月）１０：３０～１１：００

３．参加資格

　・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第７０条中、特別の理由がある場合に該当する。

　・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

　・過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

４．留意事項

・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。

・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。

・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。

・提供された情報、資料は返却いたしません。

・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等、④情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添２）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

５．提出先・問合せ先

〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１－３－１

中小企業庁事業環境部取引課　羽柴宛て

TEL ０３－３５０１－１６６９

FAX ０３－３５０１－６８９９

E-mail hashiba-yuya@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

６．提出期限

令和３年３月１６日（火）１７：００

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。

（別　添１）

（様　式）

　　年　　月　　日

入札可能性調査　登録用紙

事業者名

住　　　　所：

商号又は名称：

代表者氏名：

連絡先

ＴＥＬ：

ＦＡＸ：

E-mail：

担当者名：

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、登録致します。

（別添２）

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 氏名 | 個人住所 | 生年月日 | 所属部署 | 役職 | パスポート番号及び国籍（※５） |
| 情報管理責任者（※１） | Ａ |  |  |  |  |  |  |
| 情報取扱管理者（※２） | Ｂ |  |  |  |  |  |  |
| Ｃ |  |  |  |  |  |  |
| 業務従事者（※３） | Ｄ |  |  |  |  |  |  |
| Ｅ |  |  |  |  |  |  |
| 再委託先（※４） | Ｆ |  |  |  |  |  |  |

（※１）受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※２）本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）再委託先については、情報管理責任者を記載すること。

（※５）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

（※６）住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

（例）

情報取扱者

【情報管理体制図に記載すべき事項】

・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）

・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

（別添３）

令和３年度下請かけこみ寺事業（相談及びＡＤＲ業務）

に係る公募要領

中小企業庁では、令和３年度「下請かけこみ寺事業（相談及びＡＤＲ業務）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

１．事業の目的

本事業は、本部及び全国４７都道府県に「下請かけこみ寺」を設置し、中小企業が抱える取引上の様々な悩み・相談への対応や裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）による迅速なトラブルの解決を実施するとともに、下請かけこみ寺や下請企業振興協会等と連携し、下請取引の適正化を推進することを目的とする。

２．事業内容

（１）中小企業が抱える取引上の悩み相談への対応

業種を問わず、中小企業からの企業間取引に関連した相談全般を取り扱い、電話、面談等により相談者の悩み事を親身になって聞き、適切な助言等を常時行える相談窓口（下請かけこみ寺）を全国４７都道府県すべてに設置する。

また、全国の下請かけこみ寺の取りまとめ及びサポートを行う本部を東京に設置する。取り扱う相談は、企業間取引に関するものとし、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法という）、下請中小企業振興法（以下、振興法という。）に関するもののほか消費税転嫁等に関する相談も広く受け付けるものとする。その際、取引適正化に向けた重点課題の一つである知的財産・ノウハウの保護について、令和２年度にとりまとめた「知的財産ガイドライン」、「契約書のひな形」に関する相談についても、対応できる体制を整えること。

本部では、親事業者からの取引上のしわ寄せ等に関するトラブルや悩みを抱える中小企業・小規模事業者等の相談について、オンライン上で相談予約、相談、満足度アンケート調査ができる体制整備をすること。

　　　相談窓口には、企業間取引の分野（下請法等）に精通した相談対応者を配置するものとし、必要に応じて、相談者の住所近辺で弁護士相談も行えるよう、都道府県ごとに複数名の弁護士と相談対応の契約を行うなどして体制を整える。

また、より相談しやすい環境を整えるため、能動的な相談会を開催するなど、相談対応者又は弁護士による相談を積極的に実施する。

相談窓口の電話番号をフリーダイヤル（消費税に関する専門ダイヤルとその他相談ダイヤルの２つを用意すること）とすること。

相談後のフォローアップをできる限り行うこと。相談は無料で行うこと。融資に関する相談は原則対象外とする。個人情報等の取り扱いについて、十分な体制を構築して適切に管理する。

（２）ＡＤＲによる調停の実施

下請かけこみ寺では、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）により、迅速にかつ穏便に企業間取引等に関するトラブルの調停を行うこと。このため、例えば、都道府県ごとに複数名の弁護士等と契約を行うなどして、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）を全国で実施できる体制を整えること。

中小企業・小規模事業者等から裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）の要望があった場合、当該相談者の住所を考慮して、弁護士等の調停人候補者名簿に登録した弁護士等の中から適切な調停人を選定し、調停を行うこと。

なお、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）の申立てに係る手数料は無料とすること。

（３）相談対応の質の向上のための研修制度の充実及び相談機関等の評価制度の導入の検討

相談及びＡＤＲに関する業務を円滑かつ的確に実施するため、相談対応者のスキルアップ等を目的とした研修を、相談担当者の経験やレベルに分けて複数回開催すること。

また、全国各地の相談窓口への相談実施状況を踏まえて、相談機関・相談対応者に対する評価の在り方について検討見直しを行うこと。

（４）連絡会議等の開催

下請かけこみ寺の相談対応者、経済産業局担当者及び中小企業庁取引課等の本事業における連絡会議等を開催し、議事概要を中小企業庁に提出すること。本会議の開催趣旨を踏まえて、インターネットを活用したオンライン形式での実施等、効果的な開催手法を提案すること。

Ⅲ．相談内容の記録等

相談内容を効果的に活用するため、相談記録をデータベース化すること。また、相談内容をリアルタイムにデータ登録、閲覧、取り出し等ができる環境構築の検討を行い、中小企業庁とも相談のうえ、方向性を取りまとめること。その際、当該事業と、中小企業庁が別途、実施予定のシステム設計調査事業（取引課で保有・日々更新される情報を一元的にデータ登録、閲覧等ができる仕組み）とのデータ共有など、連携についても検討を行うこと。

相談記録及び相談の取扱状況等については、毎月、中小企業庁に報告すること。

相談の取扱状況は単月と累計を報告すること。また、毎週木曜日までに前週の相談件数の速報を中小企業庁へ報告すること。

なお、２０１６ 年に政府が策定した「未来志向型の取引慣行に向けて」等に係る相談案件については、事前に中小企業庁と調整した上、上記の報告に加え項目立てして報告すること。

Ⅳ．活用事例集等の作成と活用

中小企業・小規模事業者からの実際の相談を基にした「下請かけこみ寺活用事例集（ＡＤＲの和解事例を含む）」を作成し、ホームページへの掲載、相談対応者への配布を行うこと。

なお、作成に当たっては、実際の相談者が特定されることがないよう、相談業務に従事している弁護士等からなる編集委員会を設置し、記載ぶりなどを慎重に検討すること。

必要に応じて、中小企業庁と相談しながら活用のための簡易資料を作成すること。

Ⅴ．相談内容の分析

　　　下請かけこみ寺に寄せられた相談傾向の分析を行い、毎月及び年間の報告を行うこと。

　　　その場合、「未来志向型の取引慣行に向けて」等に係る相談内容の分析を行い、併せて報告を行うこと。

　　　また、下請かけこみ寺の利用者満足度については、相談手法（電話相談、面談での相談）を問わず、アンケート調査を行い、中小企業庁に報告すること。今年度から実施するオンライン相談に関する満足度アンケート調査は、相談者の回答率を上げるための効果的な手法を提案すること。

Ⅵ．情報提供等

専用ホームページを作成し、下請かけこみ寺の取組状況や活動等の情報提供を行い、広く普及を図ること。また、パンフレット等を必要部数作成すること。作成時期、作成部数、情報提供の内容、配布先等については、事前に中小企業庁と調整すること。

３．契約の要件

（１）契約形態

委託契約

（２）採択件数

１件

（３）成果物の納入

事業報告書の電子媒体1部を中小企業庁に納入。

※電子媒体を納入する際、中小企業庁が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付ＰＤＦ。ファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

（４）委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となる。

※一定の条件を満たすことによる事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合もある。

（５）支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定する。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もある。

４．契約

採択された申請者について、国と申請者との間で委託契約を締結する。

なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、中小企業庁との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となる。また、契約条件の協議が整わない場合には、委託契約の締結ができない場合があるため、注意すること。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあるが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をすること。

※本事業は、令和３年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、落札（採択）予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札（採択）者とする。

５．経費の計上

（１）経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 経費項目 | 経費項目 |
| Ⅰ．人件費 | 事業に従事する者の直接作業時間に対する人件費 |
| Ⅱ．事業費 |  |
| 旅費 | 事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費 |
| 会議費 | 事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等） |
| 謝金 | 事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等） |
| 備品費 | 事業を行うために必要な物品（ただし、１年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費 |
| （借料及び損料） | 事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費 |
| 消耗品費 | 事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費 |
| 外注費 | 受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費(請負契約) |
| 印刷製本費 | 事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費 |
| 補助職員人件費 | 事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費 |
| その他諸経費 | 事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの  例）  － 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等）  － 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合）  － 設備の修繕・保守費  － 翻訳通訳、速記費用  － 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用 |
| Ⅲ．再委託・外注費 | 受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に再委託するために必要な経費（他の経費項目に含まれるものを除く。）  ※委託事業事務処理マニュアル（令和２年６月版）における経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。 |
| Ⅳ．一般管理費 | 委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費  ○計算方法  一般管理費＝直接経費（Ⅰ．人件費＋Ⅱ．事業費）×一般管理費率  ○算出方法  【「大規模」に該当する事業のみ】  ８％もしくは、委託事業事務処理マニュアル記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率。ただし、特殊要因等がある場合は、都度協議のうえ決定する。  【それ以外】（従来どおり）  １０％もしくは、委託事業事務処理マニュアル記載の計算式によって算出された率のいずれか低い率。だだし、特殊要因等がある場合は、協議のうえ決定する。 |

（２）直接経費として計上できない経費

・建物等施設に関する経費

・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

・その他事業に関係ない経費